

高機能消防指令システム更新整備工事
技術提案型総合評価一般競争入札

入札説明書

令和6年4月

高崎市・安中市消防組合

1 趣旨

高機能消防指令システム更新整備工事（以下「本工事」という。）に係る入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

2 公告日 令和6年4月8日

3 発注者 高崎市・安中市消防組合

4 対象工事

- (1) 工事名 高機能消防指令システム更新整備工事
- (2) 工事場所 高崎市八千代町一丁目13番10号ほか
- (3) 工事概要 ①消防指令システム機器等製造及び据付工事
②屋内及び屋外配線工事
③既設通信指令室設備等改修工事
④消防指令システム移行調整作業
⑤データベース構築作業
⑥消防救急デジタル無線（既設）設備との接続調整作業
- (4) 工期 高崎市・安中市消防組合議会議決の日以降から令和8年3月18日まで
- (5) その他 ①本工事は、工事価格、施工能力及び技術提案を総合的に評価して落札者を決定する技術提案型総合評価方式の適用工事である。
②建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事である。

5 実施スケジュール

入札公告から落札者決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

日程	事項	備考
4月8日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・公告 ・入札説明書のダウンロードの開始 	
4月18日(木)～ 4月19日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格確認申請の受付期間 	4月19日(金) 正午まで
4月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格確認通知書の送付 ・設計図書等の縦覧 	
5月27日(月)～ 5月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価資料の受付期間 	5月28日(火) 午後5時まで
5月29日(水)～ 6月3日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・入札書提出期間 	6月3日(月) 午後1時まで
6月4日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・開札 	
6月10日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・落札者の決定 ・入札結果の公表 	
6月12日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮契約締結 	
7月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・消防組合議会による議決 ・契約締結 	

6 入札参加形態

特定建設工事共同企業体による参加。なお、共同企業体の名称は、「企業名・企業名高機能消防指令システム更新整備工事特定建設工事共同企業体」又は「企業名・企業名・企業名高機能消防指令システム更新整備工事特定建設工事共同企業体」とする。

7 入札参加資格要件

この公告の工事の一般競争入札に参加できる者は、高崎市の令和6・7年度の有資格業者名簿に登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、資格の再認定を受けている者。また、特定建設工事共同企業体の場合は、新たに登録されるものを含む。）のうち、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、この公告の工事に係る入札参加資格の認定を受けている者とする。

(1) 共同企業体の結成要件

この工事における共同企業体の結成要件は、次のとおりとする。

- ① 構成員数は3者までとし、共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）1者と代表者以外の構成員2者までの組み合わせとする。
- ② 共同企業体の結成は自由意志による自主結成方式とする。ただし、共同企業体の構成員は、同時に他の共同企業体の構成員になることはできない。
- ③ 共同企業体の構成員の出資比率は構成員が2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上とする。
- ④ 代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

(2) 共同企業体の構成員の参加資格要件

共同企業体の構成員は、次に掲げる共通事項及び構成員の区分に応じ、当該区分に掲げる要件を全て満たす者とする。

① 共通事項

- ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札制限を受けていないこと。
- イ) 高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年高崎市告示第288号）の規定に基づき、指名停止期間中でないこと。
- ウ) 高崎市の令和6・7年度建設工事入札参加資格の認定を受けている者で、有資格業者名簿の電気通信工事に登録されていること。
- エ) 当該工種において、建設業法第27条の23の規定により、直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評価値通知書が有効期限内であること。
- オ) 高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- カ) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は、当該受託者と資本若しくは人事面に

において関連がある者でないこと。

キ) 本入札に参加する者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

ク) 会社更生法又は民事再生法に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

② 代表者

ア) 群馬県内に建設業法第3条の規定に基づき設置された本店又は営業所があること。ただし、営業所については、請負契約の見積り、入札、契約締結等請負契約の締結に係る権限を本社から委任されている場合に限る。

イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気通信工事について、特定建設業の許可を受けている者であること。

ウ) 電気通信工事に係る監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けており、申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者）に限る。

（以下「配置予定技術者」という。）を専任で配置できること。

エ) 高機能消防指令システムの主要装置（指令台、指令制御装置、署所端末装置等）は自らが製造するものであること。

オ) 複数の消防本部が共同で運用するⅢ型規模の高機能消防指令センター（総務省消防庁が消防防災施設整備費補助金交付要綱で定めるもの）のシステム構築業務を元請として履行完了した実績を有していること。

カ) 令和5年度までに光IP119受理回線指令台の構築実績を有していること。

③ 構成員

ア) 高崎市内に本店があること。

イ) 本公告日において、高崎市の令和6・7年度有資格業者名簿（市内業者）の電気通信工事に掲載されていること。

ウ) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気通信工事について、特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者であること。

エ) 本件工事を施工し得る国家資格等を有する主任技術者（申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者）に限る。（以下「専門技術者」という。）を専任で配置できること。（実務経験により主任技術者となる場合にあっては、入札参加資格申請時に求めた実務経験証明書を作成すること。）

8 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出

次に掲げる申請書等を提出すること。

No	申請書等	代表者	構成員
①	入札参加資格確認申請書	○	
②	同種工事等の施工・業務実績	○	—
③	配置予定技術者等の資格・経験	○	○
④	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し	○	○
⑤	建設業の許可の写し	○	○
⑥	施工・業務実績を判断できる工事・業務請負契約書の写し又は日本建設情報総合センターのカルテ	○	—
⑦	配置予定技術者の資格を証明するもの	○	—
⑧	専門技術者の要件を満たすことを確認できる資料	—	○
⑨	共同企業体入札参加資格審査申請書	○	
⑩	特定建設工事共同企業体協定書	○	
⑪	共同企業体に係る代表者への委任状	○	

9 申請書等の配布、提出期間、場所及び方法

配 布	期間	令和6年4月8日（月）午前9時から 令和6年4月19日（金）午後5時まで
	方法	インターネットを利用し、高崎市役所ホームページから申請書等のファイルをダウンロードすること。
提 出	期間	令和6年4月18日（木）から令和6年4月19日（金）まで 午前9時から午後4時まで （ただし、正午から午後1時までを除く、最終日は正午まで）
	場所	高崎市八千代町一丁目13番10号 たかさき消防共同指令センター 電話 027-384-8777（ダイヤルイン）
	方法	申請書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは認めない。

1 0 設計図書等の縦覧

設計図書等の縦覧	日 時	令和6年4月25日（木）午前9時より
	場 所	ぐんま電子入札共同システム内

1 1 質問及び回答

質問及び回答については、1 0 設計図書等の縦覧の現場説明書を参照

1 2 入札参加資格の確認結果等

(1) 入札参加資格の確認は、9の申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果については、通知するものとする。

入札参加資格があると認められた者には、技術評価点に関する資料に記載する整理記号を併せて通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により、管理者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(3) 管理者は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求められたときは、(2)の期限の日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により回答する。

(4) (2)の書面の提出先は9の提出場所と同じ

1 3 現場説明会

行わない。

1.4 技術提案型総合評価方式の評価方法

(1) 総合評価の評価方法

技術提案型総合評価方式の評価は価格評価点と技術評価点を合計した評価値とする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

(2) 評価点の配点

価格評価点と技術評価点は、次のとおりとする。

- ① 価格評価点 60点
- ② 技術評価点 40点

(3) 価格評価点の算定は、次のとおりとする。

- ① $\text{価格評価点} = \text{配点 (60点)} \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$
(小数点以下第3位未満を四捨五入)
- ② 最低価格は各入札者(無効及び失格となった者を除く。)の入札金額(消費税等を除く。以下同じ。)のうち最低の金額とし、入札価格は各入札者の入札金額とする。

(4) 技術評価点の算定は、次のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = \text{施工能力評価点} + \text{技術提案評価点}$$

施工能力評価点： 4点満点

技術提案評価点： 36点満点

1.5 施工能力評価点

施工能力評価点の評価項目等は、表1に定めるとおりとする。ただし、同表3の施工体制に係る提案の取扱い及び審査については、1.6(1)から(4)までの規定に準ずるものとする。

表1 施工能力評価点

		評価項目	評価基準		配点
施工能力	1	品質管理	ISO9001	取得済み	1
				無し	0
		環境配慮	ISO14001	取得済み	1
				無し	0
	2	配置予定技術者の実績	同種工事の実績	有り	1
				無し	0
	3	施工体制	適切な施工体制の確保		1

(1) 品質管理・環境配慮

- ① この評価項目は、入札参加者（代表者）の企業としての品質・環境マネジメントシステムの取組状況について評価するものとする。
- ② 様式1に認証取得の有無を記載すること。様式1が提出されない場合は、当該項目の評価を行わないこととする。
- ③ 認証取得を得ている場合は、登録証、付属書がある場合は付属書の写しを添付すること（認定範囲、日付等が確認できること。）。

(2) 配置予定技術者の実績

- ① この評価項目は、配置予定技術者（代表者）の施工実績を求めることとする。
- ② 配置予定技術者の実績について、様式2に必要事項を記載して提出すること。様式2が提出されない場合は当該項目の評価を行わないこととする。
- ③ 平成16年1月1日以降に元請として単体又は共同企業体の構成員（出資比率20パーセント以上のものに限る。）として、公告日までに完成及び引き渡し完了した工事の実績とする。なお、完了検査日をもって完成及び引き渡しの完了とするが、契約工期が平成16年1月1日以前で完了検査日が平成16年1月1日以降の場合は、実績として認めないものとする。
- ④ 施工実績を証明する資料として、CORINS竣工時工事カルテの写し（技術データ含む）を提出すること。CORINSに登録の無い場合は、契約書の写し等の工事件名、契約金額、工期、発注者、受注者及び工事概要が確認できる資料を提出すること。
- ⑤ 提出された施工実績が当該者のものと認められない場合又は施工実績を証明する資料の添付が無い場合には、当該項目の評価を行わないこととする。

- ⑥ 配置予定技術者が以前に所属していた企業の実績でも認めることとする。
- ⑦ 工期の途中で技術者を交代した実績は認めないものとする。
- ⑧ 施工実績が共同企業体での実績の場合は、共同企業体に係る協定書の写しを添付すること。

(3) 施工体制

評価項目設定の趣旨
 本工事においては、長期工事を確実に履行するため、品質管理や出来形管理及び現場環境を踏まえた工事内容から想定される施工上の課題に対応する適切な施工体制の確保が求められる。

- ① この評価項目は、本工事における施工体制を評価するものとする。
- ② 簡易な施工計画について、様式3に必要事項を記載して提出すること。様式3が提出されない場合は当該項目の評価は行わないこととする。
- ③ 提案は様式3を使用しA4サイズで片面1枚までとする。なお、写真、図表などの添付資料が必要な場合は様式3の他にA4サイズ又はA3サイズで片面1枚までとする。

評価基準	配点
設計図書及び現場条件を十分に理解し、重要な項目が網羅されている。	1
設計図書及び現場条件を理解し、重要な項目が概ね記載されている。	0.5
一般的な事項のみの記載となっているか又は不適切である。	0

1.6 技術提案評価点

(1) 共通事項

- ① 提案内容は具体的に記載するものとし、これまでに実施した例を挙げるなどして、その提案を実施することによる効果も記載すること。
- ② 一つの課題に対して提案数の制限はしない。
- ③ 記載文字の大きさは10.5ポイント以上とする。
- ④ 太字、カラー、アンダーライン等によりキーワードを強調することは認める。
- ⑤ 各課題において、添付資料の提出を認めている場合は、添付資料の記載文字の大きさも10.5ポイント以上とする。
- ⑥ その他詳細は各課題ごとに定める。

(2) 下記の事項が認められる提案は当該課題を評価しないものとする。

- ① 各課題ごとに指定する様式、用紙サイズ及び枚数が守られていない提案
- ② 添付資料を含めて記載文字の大きさが守られていない提案
- ③ 設計図書の内容を変更するようなV E提案又は過度な費用負担が必要な提案
- ④ 課題設定の趣旨を大きく逸脱する提案及び無関係な事項のみが記載されている提案
- ⑤ 関係機関と新たに協議の必要が生じ、履行できる保証がない提案
- ⑥ 設計図書や法令等に反する記載をしている提案
- ⑦ 曖昧な表現の提案（例：必要に応じて…努力する。）

(3) 技術提案の審査

- ① 技術提案の審査については、恣意性を排除し中立かつ公正な審査を行うため、「たかさき消防共同指令センター高機能消防指令システム更新整備工事技術提案型総合評価審査委員会」において審査し、技術提案評価点を算出するものとする。
- ② 技術提案の審査については匿名で行うため、技術提案の内容には入札参加者名及び入札参加者が推定できる表現の記載はしないこと。

(4) 技術提案の取扱い

- ① 技術提案の内容については、提案者以外の者に知られることの無いように取り扱うものとし、提出された資料は技術提案の審査以外に無断で使用しないこととする。
- ② 落札者となった者は、この技術提案に変更が生じた場合については、発注者に同等以上の提案を提示し承認を得なければならない。
- ③ 技術提案についてはその内容が一般的に使用されている状態となったときは、提案者に通知することなく高崎市が発注するその他の工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案にあつては、この限りではない。
- ④ 自然災害等の不可抗力による場合を除き、落札者の責により技術提案が不履行とされた場合は、以下の事項の措置をとるものとする。
 - ア) 高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止等の措置
 - イ) 高崎市建設工事成績評定点の減点

- ウ) 契約金額の減額
- エ) 工事目的物の契約不適合の補修
- オ) 損害賠償の請求
- カ) その他

(5) 技術提案評価点の評価項目等は、表2に定めるとおりとする。

表2 技術提案評価点

		評価項目	評価基準	配点
技術提案	1	運用への影響を最小限とした安全・確実なシステム移行	住民の生命、身体及び財産を守るための緊急通報受付業務は、システムの移行期間中であっても決して止めることのできない重要な機能であることから、運用への影響を最小限とした安全・確実なシステム移行に係る提案を評価する。	10
	2	B C P 対策	大規模災害発生時におけるシステムのバックアップ対策についての提案を評価する。	10
	3	新機能	目覚ましく進歩する情報通信技術の中で、現段階で実現可能な新たな機能についての提案を評価する。	10
	4	請負期間中の責任施工	請負期間中における万が一の事態に備えた作業体制及び事故を未然に防ぐ方策についての提案を評価する。	6

課題1：「運用への影響を最小限とした安全・確実なシステム移行に係る提案」

課題設定の趣旨

住民の生命、身体及び財産を守るための緊急通報受付業務は、システムの移行期間中であっても決して止めることのできない重要な機能であることから、運用への影響を最小限とした安全・確実なシステム移行についての提案を求めるものとする。

- (1) 上記の課題設定の趣旨より、安全・確実なシステム移行に係る提案をすること。
- (2) 留意事項
- ① 提案は様式4を使用し、A4サイズで片面1枚までとする。
 - ② 課題1において写真、図表などの添付資料が必要な場合は様式4の他にA4サイズ又はA3サイズで片面1枚までとする。

評価基準	配点
課題設定の趣旨、設計図書及び現場条件を十分に理解し、安全・確実なシステム移行が最大限提案されている。	10
課題設定の趣旨、設計図書及び現場条件を理解し、安全・確実なシステム移行が十分提案されている。	8
課題設定の趣旨、設計図書及び現場条件を理解し、安全・確実なシステム移行が良く提案されている。	6
課題設定の趣旨、設計図書及び現場条件を理解し、安全・確実なシステム移行が概ね提案されている。	4
課題設定の趣旨、設計図書及び現場条件を理解しているが、システム移行に係る提案が十分でない。	2
一般的な事項のみの記載となっているか又は不適切である。	0

課題2：「BCP対策についての提案」

課題設定の趣旨

能登半島地震での消防指令システムの継続運用が課題となったことを考慮し、大規模災害発生時におけるシステムのバックアップ対策についての提案を求めるものとする。

- (1) 上記の課題設定の趣旨より、BCP対策について提案をすること。
- (2) 留意事項
- ① 提案は様式5を使用し、A4サイズで片面1枚までとする。
 - ② 課題2において写真、図表などの添付資料が必要な場合は様式5の他にA4サイズ又はA3サイズで片面1枚までとする。

評価基準	配点
課題設定の趣旨、設計図書及び現場条件を十分に理解し、BCP対策が最大限提案されている。	10

課題設定の趣旨、設計図書及び現場条件を理解し、BCP対策が十分提案されている。	8
課題設定の趣旨、設計図書及び現場条件を理解し、BCP対策が良く提案されている。	6
課題設定の趣旨、設計図書及び現場条件を理解し、BCP対策が概ね提案されている。	4
課題設定の趣旨、設計図書及び現場条件は理解しているが、BCP対策の提案が十分でない。	2
一般的な事項のみの記載となっているか又は不適切である。	0

課題3：「新機能についての提案」

<p>課題設定の趣旨</p> <p>現行システムの導入以降、目覚ましく進歩する情報通信技術の中で、現段階で実現可能な新たな機能についての提案を求めるものとする。</p>
--

(1) 上記の課題設定の趣旨より、新機能についての提案をすること。

(2) 留意事項

① 提案は様式6を使用し、A4サイズで片面1枚までとする。

② 課題3において写真、図表などの添付資料が必要な場合は様式6の他にA4サイズ又はA3サイズで片面1枚までとする。

評価基準	配点
課題設定の趣旨を十分に理解し、発注者が求める複数の新機能が最大限提案されている。	10
課題設定の趣旨を理解し、発注者が求める複数の新機能が十分提案されている。	8
課題設定の趣旨を理解し、発注者が求める新機能が良く提案されている。	6
課題設定の趣旨を理解し、発注者が求める新機能が概ね提案されている。	4
課題設定の趣旨は理解しているが、発注者が求める新機能の提案が十分でない。	2
一般的な事項のみの記載となっているか又は不適切である。	0

課題4：「請負期間中の責任施工についての提案」

<p>課題設定の趣旨</p> <p>請負期間中における方が一の事態に備えた作業体制及び事故を未然に防ぐ方策についての提案を求めるものとする。</p>
--

(1) 上記の課題設定の趣旨より、請負期間中の責任施工についての提案をすること。

(2) 留意事項

① 提案は様式7を使用し、A4サイズで片面1枚までとする。

- ② 課題4において写真、図表などの添付資料が必要な場合は様式7の他にA4サイズ又はA3サイズで片面1枚までとする。

評価基準	配点
課題設定の趣旨を十分に理解し、発注者が求める施工対応が最大限提案されている。	6
課題設定の趣旨を理解し、発注者が求める施工対応が提案されている。	4
課題設定の趣旨は理解しているが、発注者が求める施工対応の提案が十分でない。	2
一般的な事項のみの記載となっているか又は不適切である。	0

1.7 技術評価資料の提出

(1) 提出資料

- ① 入札参加者は、「技術評価提出資料一覧表」に掲げる資料を下記の提出期間に提出するものとする。なお、技術評価提出資料の配布については、9の配布方法と同じ。
- ② 提出部数は各資料15部とする。
- ③ 技術評価提出資料一覧表については、記名・押印して1部提出することとする。
- ④ 技術評価提出資料一覧表の確認欄にチェックすることにより、資料の提出漏れに注意すること。
- ⑤ 作成した提出資料及び添付資料の電子データを保存した記録媒体（CD-R）を1部提出することとする。なお、ダウンロードしたファイル形式の変更は認めない。

(2) 提出期間

令和6年5月27日（月）から令和6年5月28日（火）までの午前9時から午後5時までとする。（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出場所及び提出方法

(1)の提出資料は、9の提出場所及び提出方法と同じ

(4) 資料の取扱い

- ① 提出された資料は公表しないものとする。
- ② 提出された資料は返却しないものとする。
- ③ 資料の提出は1回のみとし、資料提出後に内容の撤回、内容の修正又は資料の再提出は認めないものとする。
- ④ 提出された資料に虚偽があることが明らかになった場合は、高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止等の措置を取るものとする。
- ⑤ 資料の作成に要した費用は入札参加者の負担とする。
- ⑥ 資料提出後に様式の記入漏れや添付資料不足について、市から入札参加者に問い合わせ等はしないこととする。
- ⑦ 様式8、9に記載されている事業者へ市から確認の問い合わせを行う場合がある。

- ⑧ 提出された資料は、この入札以外の目的で使用しないものとする。

1 8 入札執行日時及び場所

入札執行	方 法	高崎市電子入札運用基準に基づき、ぐんま電子入札共同システムによる電子入札
	入札期間	令和6年5月29日（水）午前9時から 令和6年6月3日（月）午後1時まで
	開札日時	令和6年6月4日（火）午前9時より
	場 所	ぐんま電子入札共同システム内

1 9 工事費内訳明細書

- (1) 入札執行に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳明細書は、設計書と同項目とし、記載内容は少なくとも数量、単価及び金額等を明らかにしたものであること。
- (3) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (4) 工事費内訳明細書は、返却しない。

2 0 落札者の決定方法

- (1) 総合評価の評価値算出の結果、14により得られた評価値の最も高い者を落札者とする。
- (2) 評価値の最も高い者が2者以上いるときは、ぐんま電子入札共同システムによる電子くじを実施して落札者を決定する。
- (3) この入札は、高崎市低価格入札に係る落札者の決定等に関する要領により、低入札価格調査制度を適用する。
- (4) 評価値の最も高い者が調査基準価格を下回る入札をしたときは、低入札価格調査（以下「低入調査」という。）を実施したうえで落札者を決定する。
- (5) 低入調査の対象となった者は低入調査の実施に協力すること。
- (6) 低入調査を受けることを拒否した者には、指名停止を行うことがある。
- (7) 低入調査の対象となった者が、この工事を施工する能力がないと認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適正であると認められるときは落札者とししない。
- (8) 低入調査の対象となった者を落札者とししないときは、評価値の次順位以降の者について低入調査の実施又は予定価格の制限の範囲内の入札であることを確認したうえで落札者を決定する。

(9) 落札者を決定したときは、落札通知書により通知する。また、総合評価に関する審査結果を閲覧により公表する。

2 1 入札の無効

(1) 以下の書類が一つでも提出されない場合は、入札参加資格を満たさない者とし、入札を無効とする。

- ① 入札参加資格確認申請書
- ② 同種工事等の施工・業務実績
- ③ 配置予定技術者等の資格・経験
- ④ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し
- ⑤ 建設業の許可の写し
- ⑥ 施工・業務実績を判断できる工事・業務請負契約書の写し又は日本建設情報総合センターのカルテ
- ⑦ 配置予定技術者の資格を証明するもの
- ⑧ 専門技術者の要件を満たすことを確認できる資料
- ⑨ 共同企業体入札参加資格審査申請書
- ⑩ 特定建設工事共同企業体協定書
- ⑪ 共同企業体に係る代表者への委任状
- ⑫ 技術評価提出資料一覧表（提出した一覧表に記名・押印が無い場合を含む。）

(2) 以下の事項に該当する者のした入札は無効とする。

- ① 7における入札参加資格要件を満たさない者
- ② 予定価格を超過する価格で入札した者
- ③ 指定された期限までに総合評価資料を提出しなかった者
- ④ 技術提案の評価において、評価点を得られなかった者
- ⑤ 提出された資料に虚偽があることが明らかとなった者

(3) 19における工事費内訳明細書が以下の事項に該当する場合は、入札を無効とする。

- ① 本市指定の書式で提出されていない場合
- ② 次のいずれかに該当し、未提出又は未提出と同等と認められる場合
 - ア) 提出期限までに工事費内訳明細書が提出されない場合
 - イ) 他の工事の工事費内訳明細書が提出された場合
 - ウ) 工事費内訳明細書として提出された書類が白紙である場合
 - エ) 当該工事に対応する工事費内訳明細書が特定できない場合
 - オ) 他の入札参加者が作成した工事費内訳明細書の全部又は一部を使用していると認められる場合
- ③ 総額の記載のみであって、内訳の全部又は一部が記載されていない場合
- ④ 次のいずれかに該当し、記載事項に誤りがあると認められる場合
 - ア) 工事件名に誤りがある場合（誤字、脱字等の軽微な不備の場合は除く。）

- イ) 提出者名に誤りがある場合（誤字、脱字等の軽微な不備の場合は除く。）
- ウ) 工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と合致していない場合
- エ) 計算が整合していない場合
- ⑤ 電子データの破損等により工事費内訳明細書の内容が確認できない場合（入札参加者の責によらない場合であって、工事費内訳明細書の再提出の求めに応じない場合を含む。）
- ⑥ その他不備等がある場合

2 2 配置予定技術者の確認

- (1) 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反が確認された場合、契約を結ばないこととする。
- (2) 配置予定技術者は原則として変更することができない。ただし、次に掲げる場合は発注者と協議の上、配置予定技術者を変更することができる。
 - ① 配置予定技術者の死亡、傷病、退職等の真にやむを得ない場合
 - ② 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延期された場合
- (3) 変更後に配置される技術者は、配置予定技術者と同等以上の施工実績及び資格を有する者でなければならない。

2 3 評価結果の公表

- (1) 20により落札者を決定したときは、次の事項について公表するものとする。
 - ① 落札者
 - ② 入札価格
 - ③ 入札参加者の評価結果
- (2) 落札者を決定したときは、ぐんま電子入札共同システムにて公表する。

2 4 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により、非落札理由についての説明を求めることができる。
- (2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により回答する。
- (3) 非落札理由の説明に対する再苦情の申し立てはできないものとする。

2 5 入札保証金

免除する。

2.6 契約保証金

- (1) 納付すること。ただし、高崎市契約規則に定めるところにより、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証に付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (2) (1) に掲げた契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負金額の10分の1以上とする。

2.7 その他

- (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 提出する申請書等の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、提出者に無断で他の目的に使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) 提出された申請書等に虚偽の記載をした場合は、高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を行う。
- (6) 落札者が、配置予定技術者等の資格・経験に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置しない場合は、契約の締結を行わないとともに(5)による指名停止措置を行うことがある。
- (7) 本工事は、高崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年高崎市条例第21号)第2条に該当する。よって落札者とは仮契約を締結し、消防組合議会の議決後に本契約を締結するものとする。
- (8) 入札は、ぐんま電子入札共同システムによる電子入札にて執行するため、共同企業体による参加の場合における入札参加者の手続きにおいては、共同企業体の代表者がこれを行うものとする。また、電子入札システムより発行される通知は、共同企業体代表者名を共同企業体名と読替えるものとする。